

地域における拠点施設としての男女共同参画センター

1 現状と課題

(1) 現状

全国に356施設(NWECデータベース2007年6月)

名称は、男女共同参画センター、女性センター、女性教育センター、婦人会館
施設の管理者は、自治体(直営)、外郭団体、NPO、女性団体、企業等
設置者の所管は、首長部局、教育委員会(婦人教育、生涯学習等)、福祉部
局(子育て、婦人保護等)、労働部局、経済部局(消費生活等)等

(2) 男女共同参画センターとは

配偶者暴力相談支援センター、女性相談センターのように目的や業務に関する
規定がない。

「女性のためになにかやるところ・・・」「女性たちが自分たちの活動で使う
ところ・・・」の理解

(3) 貢献

男女共同参画施策の明示化
女性のエンパワメント

2 男女共同参画センターの当面の検討課題

(1) 事業展開の視点、方法

事業参加者の固定化、高齢化、漸減への対応

WHAT(内容)とHOW(方法)の展開

事業評価方法の確立

(2) 地域の社会資源との連携・協働

地域ニーズの多様化、複雑化への対応(教育啓発だけでは対応できない)

地域社会へのアウトリーチ

NPO等との連携・協働

企業(社会貢献部署)との連携・協働

(3) 指定管理者制度への対応

事業の継続性、公益性の軽視(有期、不安定雇用に拍車)

設置者の設計理念の確立

経営視点の確立

人材育成の視点の確立